

福岡市ピンクちらし等の根絶に関する条例の一部を改正する条例

福岡市ピンクちらし等の根絶に関する条例（平成14年福岡市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第1条中「法律により掲示等が禁止されているにもかかわらず、依然として」を削る。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において「ピンクちらし等」とは、次の各号のいずれかに該当する内容及び電話番号等の連絡先を記載したはり紙、はり札、立看板、ビラ、パンフレットその他これらに類する文書図画であって、人の性的好奇心に応じて人に接触する役務の提供を表し、又は推測させるものをいう。

(1) 性的好奇心をそそる、衣服を脱いだ人の姿、水着姿、制服姿等の写真又は絵

(2) 性的好奇心をそそる文言

第3条及び第5条中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

第7条に次の1項を加える。

2 何人も、ピンクちらし等を、前項に規定する場所にはり付けその他の方法により掲示し、又は配置することを目的として所持し、又は携帯してはならない。

第8条中「頒布してはならない」を「頒布し、又は頒布することを目的として所持し、若しくは携帯してはならない」に改める。

第9条中「又は差し入れてはならない」を「若しくは差し入れ、又は配り、若しくは差し入れることを目的として所持し、若しくは携帯してはならない」に改める。

第10条第1項及び第11条中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

第14条第1項第1号中「第7条」を「第7条第1項」に改め、同条第2項中「第7条」を「第7条第1項」に、「又は」を「若しくは」に改め、「配置した者」の次に「又は同条第2項の規定に違反してピンクちらし等を所持し、若しくは携帯した者」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成16年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。